7306.50 〜 7306.90 73.07 〜 73.26		［略］ ［略］			7306.50 〜 7306.90 73.07 〜 73.26		［同左］ ［同左］		
［略］					［同左］				
74.01 7401.00 74.02 〜 74.19	000	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅） ［略］		ＫＧ	74.01 7401.00 74.02 〜 74.19	 010 020	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅） ―銅のマット ―セメントカッパー（沈殿銅） ［同左］		 ＫＧ ＫＧ
［略］					［同左］				
87.01 〜 87.11 87.12 8712.00		［略］ 自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。） ―車輪径の呼びが24（60.96センチメートル）を超えるもの（二輪自転車に限る。）			87.01 〜 87.11 87.12 8712.00		［同左］ 自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。） ―カンチブレーキを有するもの ―その他のもの		 ＮＯ
	310	――かご、かご取付け用金具、荷台又は幼児用座席を有するもの		ＮＯ			――車輪の径の呼びが24（60.96センチメートル）以下のもの		
	390	――その他のもの		ＮＯ		211	―――ブレーキレバーの開きが85ミリメートルを超えるもの		ＮＯ
		―車輪径の呼びが12（30.48センチメートル）以上24（60.96センチメートル）以下のもの（二輪自転車に限る。）					―――その他のもの		
	410	――クランク長さが160ミリメートル以上のもの		ＮＯ		218	―――――車輪の径の呼びが12（30.48センチメートル）以上16（40.64センチメートル）以下のもの		ＮＯ
		――その他のもの				219	―――――その他のもの		ＮＯ
	491	―――車輪径の呼びが18（45.72センチメートル）を超えるもの		ＮＯ			――車輪の径の呼びが24（60.96センチメートル）を超えるもの		
	499	―――その他のもの		ＮＯ		291	―――ディレーラ（内装変速装置を除く。）を有しないもの		ＮＯ
	900	―その他のもの		ＮＯ		299	―――その他のもの		ＮＯ
87.13 〜 87.16		［略］			87.13 〜 87.16		［同左］		
［略］					［同左］				